

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
その翌日が休日であると
たる場合)

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による白地地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十九年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

告 示

字の区域の変更等
土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定

土地改良法による換地処分

森林病害虫等防除法による松くい虫の駆除命令（二件）

松くい虫被害対策特別措置法による特別伐倒駆除命令

公 告

行政書士試験の実施

告 示

鳥取県告示第五百九十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

下タ 大字白地字墓ノ	新田 大字白地字下モ	大字白地字下モ五反の全域 大字白地字金屋四一三の一、四一四、四一五の一、四一六の二、四一七の一、四一七の三、四一八の一から四一八の四まで及びこれらと一体をなす国有地	大字白地字小山のうち一三〇の二以外の区域 大字白地字金屋のうち四一三の一、四一四、四一五の一、四一六の二、四一七の一、四一七の三、四一八の一から四一八の四まで及びこれらと一体をなす国有地
大字白地字墓ノ下タのうち四五一、四五二、四五三の一、四五三の二、四五五、四五六の一部、四五七の一、四五七の二、四五八から四六〇まで及びこれらと一体をなす国有地 大字白地字林ノ下タ四六七の一部、四六八の一部及びこれらと一体をなす国有地 四五三の二、四五五、四五六、四五七の一、四五七の二、	大字白地字墓ノ下タのうち四五一、四五二、四五三の一、四五三の二、四五五、四五六の一部、四五七の一、四五七の二、四五八から四六〇まで及びこれらと一体をなす国有地 大字白地字林ノ下タ四六七の一部、四六八の一部及びこれらと一体をなす国有地 四五三の二、四五五、四五六、四五七の一、四五七の二、	大字白地字下モ新田の全域 大字白地字墓ノ下タ四五一、四五二、四五三の一、四五三の二、四五五、四五六の一部、四五七の一、四五七の二、四五八から四六〇まで及びこれらと一体をなす国有地 大字白地字林ノ下タ四六七の一部、四六八の一部及びこれらと一体をなす国有地 四五三の二、四五五、四五六、四五七の一、四五七の二、	大字白地字小山のうち一三〇の二以外の区域 大字白地字金屋のうち四一三の一、四一四、四一五の一、四一六の二、四一七の一、四一七の三、四一八の一から四一八の四まで及びこれらと一体をなす国有地

大字白地字木戸	大字白地字林ノ下タのうち四六七の一部、四六八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字白地字林ノ下タ	四五八から四六〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	
大字白地字木戸口のうち六〇五の一部、六〇五の二の一部、六〇六の一部、六一二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字白地字東土居の大字白地字東土居のうち五二四の二、五二六の二以外の区域	大字白地字東土居	大字白地字東土居の大字白地字東土居のうち五二四の二、五二六の二以外の区域	
大字白地字木戸口のうち六〇五の一部、六〇五の二の一部、六〇六の一部、六一二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字白地字上ミ長作の大字白地字上ミ長作のうち六一八の一部及びこれと一体をなす国有地	大字白地字下モ長作	大字白地字下モ長作のうち六一八の一部及びこれと一体をなす国有地	
大字白地字木戸	大字白地字下モ長作の大字白地字下モ長作のうち六一八の一部及びこれと一体をなす国有地	大字白地字下モ	大字白地字下モ長作のうち六一八の一部及びこれと一体をなす国有地	
大字白地字木戸口のうち六〇五の一部、六〇五の二の一部、六〇六の一部、六一二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字白地字中苦毛川通りの大字白地字中苦毛川通りのうち七三〇、七三一の一部、七三二の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字白地字中苦毛	大字白地字中苦毛川通りの大字白地字中苦毛川通りのうち七三〇、七三一の一部、七三二の一部及びこれらと一体をなす国有地	

大字白地字上中 大字白地字下モ中苦毛の全域 れらと一体をなす国有地	大字白地字上中苦毛七一九の一部、七二〇の一部及び 大字白地字中苦毛川通り七三〇、七三一の一、七三二の一 の一部及びこれらと一体をなす国有地
谷 大字白地字柿ヶ谷 大字白地字柿ヶ谷のうち八五一の三以外の区域	大字白地字柿ヶ谷のうち八五一の三以外の区域 大字白地字蕩々上エのうち八七八の二、八七八の三、八七 九の三、八七九の四以外の区域
廃止する字の名 称 大字白地字廣苦毛、大字白地字社後口	

鳥取県告示第五百九十二号

倉吉市が行う土地改良事業に係る晚田地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十九年八月十八日から二十日間三 縦覧に供する場所
倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岩美町から同町が行う土地改良事業に係る白地地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百九十四号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告

示する。

昭和五十九年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百九十五号
森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第六号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

一 区域及び期間

1 区域

日南町の区域を除く県下全域

2 期間

昭和五十九年九月六日から昭和六十年二月二十八日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤によるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行つたことにより、損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を速やかに、当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行つたことにより、損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を速やかに、当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

昭和五十九年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

昭和五十九年九月六日から昭和六十年二月二十八日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材又は薪炭材であるものを含む。））をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、又はこれを薬剤によりくん蒸すること。

四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

は、別に定める申請書を速やかに、当該措置に係る伐採木等の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第五百九十六号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条の四第一項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第二項において準用する森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 日南町の区域を除く県下全域

2 期間

昭和五十九年九月六日から昭和六十年二月二十八日まで

二 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して、その破碎又は焼却（炭化を含む。）を行ふこと。

三 その他必要な事項

1 二に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従へること。

- 2 1に掲げる措置について破碎を行う場合においても、枝条は焼却する。破碎については、破碎後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チッパーによる破碎する場合にあつては、十五ミリメートル）以下となること。
- 3 1に掲げる措置を行つたことにより、損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を速やかに、当該措置に係る松林の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定に基づき、昭和59年度鳥取県行政書士試験を実施するので、行政書士法施行細則（昭和26年4月鳥取県規則第20号）第2条の規定により、次のとおり公告する。

昭和59年8月17日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の期日

昭和59年10月28日（日）

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

3 試験の方法等

鳥取公試

昭和59年8月17日

方 法	時 間	内 容
専門試験 採一式	午前 9時20分から 午前11時20分まで	行政書士法（司法施行規則を含む）、 憲法、民法、行政法、地方自治法、 行政不服審査法、戸籍法、住民基本 台帳法、税法及び法学概論
教養試験	午前11時30分から 午後 0時30分まで	行政書士として必要な一般常識

4 受験資格

昭和59年10月28日において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者の他同法第56条第1項に規定する者

(2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間が、これを通算して3年以上になる者

(3) 知事が、(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めた者

5 受験手続

(1) 受験願書用紙の交付

受験願書用紙は、鳥取県総務部地方課（郵便番号680 烏取市東町一丁目220番地）で交付する。

なお、郵便で受験願書用紙を請求する場合は、封筒の表に「行政書

士試験受験願書用紙請求」と朱書きし、60円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(2) 受験申込先及び受験申込手続

受験願書用紙に必要事項を記入し、次のアからウまでに掲げる書類を添えて、鳥取県総務部地方課に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「行政書士試験受験申込み」と朱書きすること。

ア 履歴書

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真（受験申込み前1年以内に撮影した上半身像の名刺判のもの）

6 受験申込みの受付期間

昭和59年8月27日（月）から同年9月22日（土）までとする。

なお、郵送の場合は、昭和59年9月22日（土）までの消印があるものに限り受け付ける。

7 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

4,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書用紙の上部にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

8 受験票の交付

受験申込者に対しては、受験資格等を審査の上、受験票を交付する。

9 合格者の発表

昭和60年1月下旬の鳥取公報に登載し、かつ鳥取県庁本庁舎1階の

掲示板に掲示するとともに、合格者にはその旨を通知する。

10 合格証の交付

合格者に対しては、行政書士試験合格証を交付する。

11 その他 -

受験手続その他この試験についての問い合わせは、鳥取県総務部地方課（電話0857-26-7056）にすること。

なお、郵便により問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は60円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を同封すること。